

## 資料保存協力員に関する件

(平成十四年三月三十一日館長決定第九号)

改正 平成二十年四月 一日館長決定第四号

同 二十二年四月 一日同 第二号

同 二十五年六月二十一日同 第五号

1 収集書誌部資料保存課に、図書館資料資源の保存に関する調査及び研究に関する事務を兼ねて行う職員として、資料保存協力員若干人を置くことができる。

2 資料保存協力員は、収集書誌部資料保存課長の命を受けて、図書館資料資源の保存に関する調査及び研究並びにその成果の公表に関する事務を行う。

3 資料保存協力員は、職員のうちから館長が命ずる。

### 附 則

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日館長決定第四号)

本件は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年四月一日館長決定第二号)

本件は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年六月二十一日館長決定第五号)

本件は、平成二十五年七月一日から施行する。